



免除の対象となる収入のめやすは…

免除は申請すればどなたでも承認されるものではなく、家族構成などにより免除の対象となる所得（収入）が基準となる金額を下回る場合に、全額免除あるいは半額免除が承認されることになります。

免除対象となる
所得（収入）のめやす

たとえば 収入のめやすは以下のとおりです。

夫か妻の
いずれかの方に
所得（収入）のある
世帯の場合



世帯員数	全額免除	半額免除
4人世帯 (夫婦、子2人) 子の1人は16歳以上23歳未満	164万円 (260万円)	285万円 (424万円)
3人世帯 (夫婦、子1人) 子の1人は16歳未満	129万円 (210万円)	215万円 (333万円)
2人世帯 (夫婦のみ)	94万円 (159万円)	172万円 (271万円)

単身世帯の場合



世帯員数

単身世帯

世帯員数	全額免除	半額免除
単身世帯	35万円 (100万円)	85万円 (150万円)

()内は収入



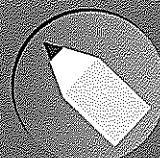
保険料をさかのぼって 納めること(追納)の おすすめ

全額免除および半額免除を受けた期間の保険料は、免除を受けてから10年以内であれば、さかのぼって納めることができる「追納制度」があります。

免除を受けた期間は、追納しない場合、全額免除期間については3分の1、半額免除期間は3分の2の額に減額されます。満額の年金額に近づけるためにも追納をおすすめします。

なお、免除の承認を受けた年度の、翌々年度を超えて追納する場合には、その当時の保険料に政令で定める率を乗じて得た額となります。

保険料の免除を受けるためには、前年の所得を確認する必要があるため、毎年申請が必要です。
なお、免除期間は7月（または申請月の前月）から翌年の6月までとなります。



■学生納付特例制度

学生の方には、本人所得が一定額以下の場合、在学期間中の保険料納付を猶予する「学生納付特例制度」があります。詳しくは、市区町村の国民年金担当窓口または最寄りの社会保険事務所にお問い合わせください。

申請書は、お住まいの市区町村の国民年金担当窓口へ提出してください。

社会保険庁